

生活福祉資金の貸付に関する制度改革の内容について

平成28年2月 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

◆延滞利子が平成28年3月から年10.75%から年5%に引き下げられます(※)

※延滞利子とは返済期限を過ぎても返済が完了しない場合に残元金に対して発生する利子のことです。

◆教育支援費貸付上限額が平成28年3月から1.5倍まで引き上げになります

○教育支援資金のうち、授業料等に必要な費用への貸付である教育支援費について、特に必要な場合、下記のとおり貸付上限額の1.5倍の額まで貸付が可能となりました。

【貸付上限額】(実際の学費に応じた金額を、上限額の範囲で貸付します)

教育支援費 月額上限額	高等学校 専修学校 (高等課程)	高等専門学校	短期大学 専修学校 (専門課程)	大 学
	35,000円	60,000円	60,000円	65,000円
特に必要な場合 (月額上限額の 1.5倍)	(52,500円)	(90,000円)	(90,000円)	(97,500円)

貸付上限額が1.5倍となる場合

- 通常の貸付月額上限額では学費が不足する場合は、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付を行います。
- 借入申込者が就学に際しての熱意や将来への計画性を持っていることが条件となります。

貸付学費の範囲

- 進学先の学校から学生募集要項等の記載により、進学・就学に必要な費用として一律に納付を求められている費用を学費と考えます。
- 高校、高等専門学校、専門学校、短大、大学共通で、「授業料」、「施設設備費」、「実習費」、「同窓会費」等を貸付学費の範囲とします。
- 高校のみ、上記の費用に加えて、「制服や体操着等の費用」、「教科書代」、「PTA会費」、「修学旅行費」、「定期代(学割実額)」等も貸付学費の範囲とします。

大学・短大・専門学校の教科書代・定期代の計上について

- 大学・短大・専門学校で教科書代・定期代にあてる費用の貸付を希望される場合は、通常もしくは1.5倍の貸付月額上限の範囲内で、教科書代と定期代合わせて一律年間12万円まで計上することが可能です。(世帯の希望により、1万円単位の減額も可能です)
- 高校以外の場合は教科書代・定期代の根拠となる資料等は特に必要ありません。

◆ご注意いただきたいこと

- 貸付金は将来必ず返済しなければならない借金となります。窓口でのご相談をはじめ、資金計画をしっかりと立て、併用可能な他の制度も含めて、くれぐれも借り過ぎにご注意ください。高校の学費の場合は、就学支援金等の給付制度がありますので、そうした助成の額も踏まえて全体的な資金計画をご検討ください。
- 今回の制度改革は、平成28年3月以降の貸付決定から適用となります。
(平成28年2月以前に貸付決定したものについては、制度改革施行前の運用の対象となり、今回の改正内容が遡って適用されることはありません)

今回の制度改革が関係しないその他の制度内容については、現行のパンフレット「教育支援資金のご案内」にてご確認ください。